

小監公告第9号  
平成30年8月27日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 山 野 井 孝

#### 記

#### 1. 監査対象

消防本部 総務課 予防課 通信指令課  
危機管理課 消防署 間々田分署

#### 2. 監査期日

平成30年6月20日

#### 3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた平成29年度の資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

#### 4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

## 5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

### 【危機管理課】

備蓄物資や機材についての情報は、物資調達の所管課も含めて、総合的管理が全庁的に可能になるような情報集約に努めて欲しい。